

ご遺族の方へ

おくやみハンドブック

船橋市で
必要な手続きを一冊に

ご遺族の方へ

このたびのご親族さまのご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

身近な人が亡くなられた後の手続きについては、亡くなられた方によって必要な手続きが異なり、中には複雑なものも含まれ、ご遺族さまの大きな負担となっております。

このおくやみハンドブックが、皆様のお手続きの一助となれば幸いです。

船 橋 市

Funabashi city

もくじ

おくやみコーナーのご案内	P.2
おくやみ手続きチェックリスト	P.3～4
お持ちいただくもの	P.5～6
市役所での手続き一覧	P.7～9
お亡くなりになった後の一般的な手続きの流れ	P.10
市役所での手続き	P.11～33
市役所以外での主な手続き一覧	P.34～35
ご遺族がご利用いただける制度・サービス	P.36～38
・相続関係の問い合わせ先	P.36
・ひとり親家庭の手続き（新たに申請する場合）	P.37
・就学援助制度	P.38
・交通遺児援護基金	P.38
・「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」	P.38
・ご家族や大切な方を自死によって亡くされた方への支援	P.38
庁内フロアマップ	P.39～40
市役所窓口のご案内	P.41
委任状	P.42
三親等内の親族図	P.43

おくやみコーナーのご案内

ご親族などがお亡くなりになった場合に必要となる手続きが、ご自身でよりスムーズに進められるよう、市役所での手続きなどをこの「おくやみハンドブック」としてまとめております。

P. 3～6の「おくやみ手続きチェックリスト」と「お亡くなりになった方・来庁される方の持ち物」をご覧くださいと、どのような手続きやお持物が必要かを特定できるようになっております。ご自身で庁内手続きを進めていただく場合にご活用ください。

また、なじみのない手続きに不安をお持ちの方に対しては、市役所本庁舎1階の「おくやみコーナー」において、来庁された方と面談を行うことにより、巡回すべき担当課を特定するなど、手続きを安心して進められるようご案内やサポートを行っております。

お問い合わせ・ご予約

戸籍住民課 ☎ 047-436-2270

『おくやみコーナーの件』とお伝えください。

受付時間 (月)～(金) 午前9時から午後5時 ※祝日、休日、12/29～1/3を除く

手続きのサポートをご希望の方は、来庁前にご予約をお願い致します。

(3営業日以降にご利用いただけます)

※ご予約いただいても、当日のご案内状況によりお待たせすることもございます。

おくやみコーナーからお伺いしたい主な内容は以下の通りです。

- ・死亡届は提出済みでしょうか（船橋市以外に死亡届を提出された場合は手続きが可能な開始日が遅くなります）
- ・お葬式の喪主はどなたでしょうか
- ・公的年金を受給中でしょうか
- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちでしたか
- ・上下水道・電気・ガス・NHK受信料などの契約者でしたか
- ・船橋市営霊園や霊堂を使用していましたか

電話でののご案内内容

- ・市役所で必要な手続きの確認
- ・手続きができる場所 <市役所本庁舎・各出張所・船橋駅前総合窓口センター>（お近くの出張所で市役所関係の手続きが完了する場合もございます）
- ・必要なお持物

おくやみ手続きチェックリスト

亡くなられた方についての主な手続きを記載しています。

ご自身で市役所内関係各課を回る際の事前確認用にお使いください。

(★) は、対象となる方のみお手続きが必要です。

船橋駅前総合窓口センターで手続きをされる場合は、受付時間をご確認の上、お越してください
(電話番号は P.41 参照)。

市役所での手続き

項目	<input checked="" type="checkbox"/>	亡くなられた方の情報について	手続き内容	手続き可能な課
住民	<input type="checkbox"/>	3人以上(いずれも15歳以上)の世帯の世帯主でしたか	世帯主の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍住民課(1階) ・船橋駅前総合窓口センター ・出張所
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていましたか	登録証の返還(希望の場合のみ)	
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードはお持ちでしたか	カードの返還(希望の場合のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍住民課(1階) ・出張所 ・マイナンバーカード臨時交付会場(本町セントラルビル5階)
健康保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されていましたか	資格確認書等の返還、葬祭費の支給申請、資格喪失届または世帯主の変更(国民健康保険)、保険料の納付方法の変更(国民健康保険)、送付先変更届(後期高齢者医療制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・国保年金課(1階) ・船橋駅前総合窓口センター ・出張所(送付先変更届を除く)
年金	<input type="checkbox"/>	公的年金を受け取っていましたか	亡くなられた方の状況により手続き場所が異なります。まずはP.34年金事務所(ねんきんダイヤル)にお問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の年金事務所 ・国保年金課(1階) ※請求者の状況により異なります
福祉	<input type="checkbox"/>	(介護保険)65歳以上の方または要介護(要支援)認定を受けていましたか	被保険者証の返還 送付先の届出 高額介護サービス費等に関する手続き(★)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険課(3階) ・船橋駅前総合窓口センター ・出張所(高額介護サービス費等に関する手続きを除く)
	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちでしたか	手帳の返還	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉課(2階)
	<input type="checkbox"/>	重度心身障害者医療費助成受給券をお持ちでしたか	受給券の返還	
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)をお持ちでしたか	受給者証の返還	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉課(2階) ・育成医療は地域保健課(保健福祉センター内)
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当等を受給していましたか または、受給対象者でしたか	資格喪失届 未払手当の請求(★)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉課(2階)
	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していましたか または、受給対象の児童でしたか	児童手当に関する手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て給付課(4階) ・船橋駅前総合窓口センター ・出張所 ・連絡所
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成受給券をお持ちでしたか または、お持ちの方の保護者でしたか	子ども医療費受給に関する手続き	
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していましたか または、受給対象の児童でしたか	児童扶養手当に関する手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て給付課(4階) ・船橋駅前総合窓口センター 	

項目	<input checked="" type="checkbox"/>	亡くなられた方の情報について	手続き内容	手続き可能な課
医療費助成	<input type="checkbox"/>	特定医療費（指定難病）受給者証・肝炎治療受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証・被爆者手帳等を所持されていませんか	消滅届等	・保健総務課 （保健福祉センター内）
税金	<input type="checkbox"/>	個人市・県民税、森林環境税が課税されましたか	相続人代表者の指定	・市民税課（2階）
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車または小型特殊自動車を所有していましたか	廃車、名義変更	・市民税課（2階） ・船橋駅前総合窓口センター ・出張所
	<input type="checkbox"/>	土地・家屋を所有していましたか ※登記・未登記に関わりません	現所有者の申告	・資産税課（2階）（注1）
その他	<input type="checkbox"/>	貸付金を利用している、または連帯保証人となっていましたか	借受人、連帯保証人の変更	・貸付担当課
	<input type="checkbox"/>	市営住宅にお住まいでしたか	市営住宅に関する手続き	・船橋市営住宅管理センター（6階）
	<input type="checkbox"/>	市営霊園・霊堂を使用していましたか	使用承継の手続き（名義変更）	・環境保全課（4階）

（注1）亡くなられた方が市内にお住まいだった場合、生前のご住所に申告書が郵送されますので、未申告の場合はご返送お願いいたします。

市役所以外での手続き

<input checked="" type="checkbox"/>	亡くなられた方の情報について	手続き内容等
<input type="checkbox"/>	上下水道・電気・ガス・NHK受信料などの契約者でしたか	必要な手続きは、お問い合わせください。 ⇒おくやみハンドブックのP.34～35「市役所以外での主な手続き一覧」をご参照ください。
<input type="checkbox"/>	運転免許証・車はお持ちでしたか	
<input type="checkbox"/>	金融機関に預貯金がありましたか	
<input type="checkbox"/>	生命保険に加入されましたか	
<input type="checkbox"/>	新聞・雑誌の購読をされていましたか	
<input type="checkbox"/>	土地・家屋を所有していましたか	

お亡くなりになった方の持ち物

お越しの際には該当するものをお持ちください。

おくやみハンドブック（この冊子です）もお持ちください。

ご不明な点がございましたら、おくやみコーナー担当までお問い合わせください。

住民関係	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 印鑑登録証 <input type="checkbox"/> 交通不便地域支援事業パスカード	} (返還をご希望の場合のみ)
------	--	-----------------

健康保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書等 ※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書等 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書等 <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証
------	--

福祉・医療費助成	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 通所受給者証（障害児） <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証 <input type="checkbox"/> 地域生活支援サービス事業受給者証 <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療） <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費助成受給券 <input type="checkbox"/> 特定医療費（指定難病）受給者証 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証
----------	---

子ども	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成受給券 <input type="checkbox"/> 子ども医療費助成受給券
-----	---

その他、市役所等から交付されたご不明な書類等があればお持ちください。

来庁される方（ご遺族・ご親族等）の持ち物

来庁される方の本人確認書類

写真付きの官公署発行の身分証明書は1点（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）または、写真がないものは2点（健康保険資格確認書等・年金手帳など）。

【葬祭費の支給申請】

認印（喪主）

葬儀を執り行った方（喪主）のフルネーム記載の領収書または会葬礼状等

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入していた場合は、葬儀を執り行った方（喪主）であることが確認できる書類が必要です。

また、葬祭費は葬儀を執り行った方（喪主）の銀行口座へ振込みとなりますので、申請書には振込先の記入漏れのないようお願いいたします。

委任状（P.42に見本がございますので切り離すかコピーしてお使いください）

委任状が必要な場合があります。

死亡に伴う手続きは、法令等で手続きできる親族の範囲が異なります。

（年金事務所での手続きを代理の方が行う場合は年金専用の委任状が必要です）

戸籍謄本等（本籍が船橋市以外の場合は申請者と死亡者の続柄がわかるものがあればお持ちください）

亡くなられた方が、高校生（18歳到達後最初の3月31日まで）以下の児童を監護していた場合の持ち物に関してはP.18をご確認ください。

来庁いただく方の続柄によっては手続きできないものもございますので、あらかじめご了承ください。

市役所での手続き一覧

※本冊子では資格や業務に関する手続きについては掲載しておりませんので担当部署にお問い合わせください。

※ご遺族等が利用いただける制度は P.36 ~ P.38 をご参照ください。

※今回の死亡に関する手続き後、亡くなられた方に市へ納付いただく債務が残っている場合、担当課より相続人様宛に通知等させていただく場合がございますのでご了承ください。詳しくは各担当課へお問い合わせください。

※各手続きにおいて、亡くなられた方への還付金がある場合、還付金受取り手続きをする相続人の方にご自身が相続人であることを証明する資料（戸籍謄本等）を添付していただけます。

	お亡くなりになった方についてのご確認	主な手続き	担当部署等	参照ページ	
市役所での手続き	住民関係	印鑑登録をしている	・印鑑登録証の返還(希望の場合のみ)	戸籍住民課	11A
		世帯主である	・世帯主の変更(*1)		11B
		マイナンバーカードを持っている	・カードの返還(希望の場合のみ)		11C
	健康保険	国民健康保険に加入している、または国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主である	・資格確認書等の返還 ・葬祭費の支給申請 ・資格喪失届または世帯主の変更(*1) ・保険料の納付方法の変更	国保年金課	12A
		後期高齢者医療制度に加入している	・資格確認書等の返還 ・葬祭費の支給申請 ・送付先変更届		12B
	年金	障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金のみを受給している ※老齢年金を受給していた方は、年金事務所で手続きとなります。	・未支給年金の請求		13A
		国民年金に加入している	・遺族基礎年金、寡婦年金の請求 ・死亡一時金の請求		14A
	介護保険	65歳以上の方または要介護(要支援)認定を受けている(認定申請中を含む)	・介護保険被保険者証の返還 ・送付先の届出 ・高額介護サービス費等の登録口座の変更	介護保険課	15A
	税金	個人市・県民税、森林環境税が課税されている	・相続人代表者の指定	市民税課	16A
		原動機付自転車または小型特殊自動車を所有している	・名義変更または廃車		16B
		土地・家屋を所有している	・現所有者の申告	資産税課	16C
		未登記家屋を所有している	・未登記家屋の名義変更		17A
	高齢者	次のいずれかを利用している ・緊急通報装置 ・福祉電話	・サービスの中止	高齢者福祉課	17B
		はり・きゅう・マッサージ等費用助成券をお持ちである	・助成券の返還		17C
	子ども	児童手当を受給している、または受給対象の児童である	・受給者の変更(*2) ・未払い手当の請求(*2)	子育て給付課	18A
		子ども医療費助成受給券をお持ちである、またはお持ちの方の保護者である	・保護者の変更 ・受給券の返納		18B
		児童扶養手当を受給している、または受給対象の児童である	・受給者死亡の届出(*1) ・未払い手当の請求(*1) ・児童扶養手当証書の返納(*1)		19A
		遺児手当を受給している	・受給資格消滅の届出(*1)		19B
		ひとり親家庭等医療費助成受給券をお持ちである	・受給資格消滅の届出(*1) ・受給券の返納(*1)		19C

(*1) は死亡日から14日以内に手続きが必要です。

(*2) は死亡日の翌日から数えて15日以内に手続きが必要です。

★各参照ページに手続きの概要を記載しています(例:9Aと記載されている項目については9ページのA番をご覧ください)。

		お亡くなりになった方についてのご確認	主な手続き	担当部署等	参照ページ	
市役所での手続き	子ども	放課後ルームを利用している	・退所または変更の届出	放課後児童支援課	20A	
		保育所等を利用している（利用申込中を含む）	・退所または変更の届出 ・支給認定証の返還	保育入園課	20B	
		幼児教育・保育の無償化対象施設を利用している	・幼児教育・保育の無償化に関すること	保育入園課(学務課)	20C	
		こども誰でも通園制度を利用している	・乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更	保育入園課	20D	
		通所受給者証をお持ちである	・通所受給者証の返還 ・保護者の変更	療育支援課	21A	
	障害（児）者	次のいずれかをお持ちである ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	・手帳の返還	障害福祉課	22A	
		次のいずれかをお持ちである ・自立支援医療（更生医療・精神通院・育成医療）受給者証 ・障害福祉サービス受給者証 ・地域生活支援サービス事業受給者証	・受給者証の返還	障害福祉課 地域保健課（育成医療）	22B	
		次のいずれかを受給している ・心身障害児福祉手当 ・特別児童扶養手当 ・障害児福祉手当 ・ねたきり身体障害者及び重度知的障害者介護手当 ・特別障害者手当 ・経過的福祉手当	・資格喪失届または受給者の変更 ・未払い手当の請求		23A	
		グループホーム・生活ホームの家賃補助を受けている	・家賃補助の中止	障害福祉課	24A	
		次のいずれかを利用している ・緊急通報装置 ・福祉電話	・サービスの中止		24B	
		重度心身障害者医療費助成受給券をお持ちである	・受給券の返還		24C	
		精神障害者入院医療費助成の受取口座をお持ちである	・受取口座の変更		24D	
		心身障害者扶養年金の受給者または加入者である	・停止または給付の申請		25A	
		乗車券	福祉タクシー乗車券（要介護者等）をお持ちである	・乗車券の返還	高齢者福祉課	25B
			福祉タクシー乗車券（ピンク色）をお持ちである	・乗車券の返還	障害福祉課	25C
	交通不便地域支援事業パスカードをお持ちである		・パスカードの返還	道路計画課	25D	
	医療費助成	次のいずれかをお持ちである ・千葉県特定医療費（指定難病）受給者証 ・千葉県指定難病登録者証 ・千葉県肝炎治療受給者証 ・千葉県先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・千葉県特定疾患医療受給者証 ・船橋市小児慢性特定疾病医療受給者証 ・船橋市小児指定疾病医療費助成登録証	・受給者証等の返還	保健総務課	26A	
		被爆者健康手帳をお持ちである	・手帳の返還（*1） ・葬祭料の支給申請	保健総務課	26B	
	下水道・し尿	自宅・事業所等のトイレが汲み取り式である	・名義変更 ・し尿収集手数料の精算	クリーン推進課	27A	
		下水道を使用している	・使用者の名義変更	千葉県企業局	27B	
相続などで受益者負担金に係る受益者が変わった		・下水道受益者の変更	下水道総務課	27C		
浄化槽のある家屋を所有している		・浄化槽の管理者変更・使用休止	環境保全課	27D		

(*1) は死亡日から14日以内に手続きが必要です。

	お亡くなりになった方についてのご確認	主な手続き	担当部署等	参照ページ
農地	農地を所有している	・農地法による届出	農業委員会事務局	28A
	森林を所有している	・森林法による届出	農水産課	28B
貸付金	下水道接続工事の貸付金を利用している、または連帯保証人である	・借受人または連帯保証人の変更	下水道総務課	28C
	高齢者・障害者住宅整備資金貸付金を利用している	・借受人の変更	高齢者福祉課 障害福祉課	28D
	看護師等養成修学資金貸付金を利用している、または連帯保証人である	・死亡届・返還免除の申請 ・連帯保証人の変更	健康政策課	29A
	保育士養成修学資金貸付金を利用している、または連帯保証人である	・死亡届・返還免除の申請 ・連帯保証人の変更	保育入園課	29B
	母子父子寡婦福祉資金貸付金を利用している	・死亡届の提出	こども家庭センター	30A
	船橋市奨学金貸付金を利用している	・死亡届の提出	学務課	30B
ペット	犬を飼っている	・犬の登録事項の変更	動物愛護指導センター 衛生指導課	30C
市役所での手続き	次のいずれかを利用している ・広報ふなばしのポスティングサービス ・声の広報 ・点字広報	・サービスの中止	広報課	31A
	市営霊園・霊堂を使用している	・使用承継の手続き(名義変更)	環境保全課	31B
	地震・火災等の災害で亡くなられた	・災害弔慰金の申請	地域福祉課	31C
	月ぎめで駐輪場を利用していた	・市営駐輪場の定期利用の廃止	都市整備課	32A
	市営住宅に住んでいた	・市営住宅明渡届等	船橋市営住宅管理センター	32B
	町会・自治会代表者の変更	・町会・自治会代表者 / 状況届出書	自治振興課	32C
	各種施設利用カード等の返還	・図書館資料利用券	西図書館	32D
		・体育施設利用者カード	生涯スポーツ課	
		・船橋市民文化ホール友の会会員証	市民文化ホール	
	パスポートを所持していた	・パスポートの返納	船橋市パスポートセンター	33A
パートナーシップ宣誓をしていた	・パートナーシップ変更・解消届の提出	市民協働課	33B	

○オンライン申請の利用について（船橋市スマート申請）



船橋市ホームページ・トップページ《目的から探す》に、オンライン申請のアイコンがありますのでご利用ください。

(P.11～P.33『市役所での手続き』の中で【手続き窓口】の右側に※オンラインでの手続きも可能と表示のある手続きが対象です)

実際のオンライン申請方法については各担当課にご確認ください。

お亡くなりになった後の一般的な手続きの流れ

(状況により変わる場合があるので目安となります)

7日以内	死亡届（火葬許可証の交付）
14日以内	世帯主変更（住民票・国民健康保険） 児童扶養手当・遺児手当等の手続き
15日以内	児童手当の手続き（※）
	（※）手続きが遅れると支給されない月が発生することがあります
葬儀終了後	市役所での各種手続き （P.3~4 チェックリストをご参照ください） <ul style="list-style-type: none">・ 葬祭費の支給申請（国民健康保険・後期高齢者医療制度）・ 介護保険・障害者手帳・難病・ 市県民税・固定資産税・原動機付自転車・ 市営住宅・市営霊園・貸付金 等
	遺族年金・未支給年金等の申請（年金事務所）
	公共料金（電気・ガス・水道等）の契約者・振替口座の変更
	銀行口座の凍結・払い戻し
3ヶ月以内	相続放棄の申述（家庭裁判所）
4ヶ月以内	所得税の準確定申告（税務署）
10ヶ月以内	相続税の申告・納付（税務署）
3年以内	土地・建物の相続登記（法務局）

市役所での手続き

住民関係

A 印鑑登録証の返還

亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は抹消となります。

同時に、印鑑登録証（青いカード）は無効なものとなります。

※返還をご希望の場合は、窓口までお持ちください。

【手続き・持ち物】

- 印鑑登録証の返還
 - ・亡くなられた方の印鑑登録証

【手続き可能な人】

- ・どなたでも可

【手続き窓口】

- ・戸籍住民課 市民第一係
- ☎ 047-436-2270
- ・出張所、連絡所、船橋駅前総合窓口センター

【期限】

- ・なし

B 世帯主変更

亡くなられた方が世帯主であった場合で、下記に該当した場合、手続きが必要となります。

- ・同一世帯に残された15歳以上の方が2名以上いる場合

【手続き・持ち物】

- 世帯主の変更
 - ・届出人の本人確認書類
 - ・委任状（届出人が故人と別世帯の場合）

【手続き可能な人】

- ・同一世帯の方
- ・代理人 ※委任状が必要

【手続き窓口】

- ・戸籍住民課 市民第二係
- ☎ 047-436-2270
- ・出張所、船橋駅前総合窓口センター

【期限】

- ・亡くなられた日から14日以内

C マイナンバーカード・通知カード

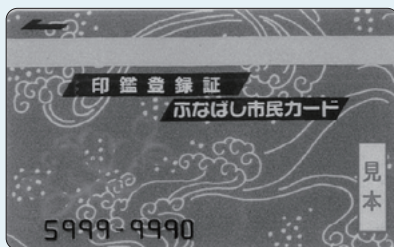
亡くなられた方についての他の手続きでマイナンバーが必要となる場合がございますので、マイナンバーカード・通知カードの廃棄はその他の手続きが落ち着いてから行ってください。

【ご相談窓口】

- ・戸籍住民課
- ☎ 047-436-2272
- ・出張所、船橋駅前総合窓口センター

印鑑登録証

（平成29年4月末までにご登録の方）



印鑑登録証

（平成29年5月1日以降に登録の方）



マイナンバーカード



通知カード



健康保険

A 国民健康保険の手続き

亡くなられた方が国民健康保険の加入者であった場合、資格喪失届の提出、資格確認書等の返還が必要になります。申請により、葬儀を執り行った方（喪主）に葬祭費5万円が支給されます。国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主が亡くなられた場合、世帯主変更後の資格確認書等を交付します。

亡くなられた方が保険料を口座振替でお支払いされていた場合で、今後も口座振替を希望される場合は再度申請が必要です。（亡くなられた方が世帯主の場合は、口座名義人でなくとも今後も口座振替を希望される場合は申請が必要です。）

なお、亡くなられた方の職場の健康保険にご家族が扶養として加入していた場合、国民健康保険に加入する必要がある場合があります。詳しくは国保年金課までお問い合わせください。

【手続き・持ち物】

□ 資格喪失届及び資格確認書等の返還

- ・資格確認書等
- ・限度額適用認定証
- ・特定疾病療養受療証

□ 葬祭費の支給申請

- ・葬祭費用の領収書や会葬礼状等（葬儀を執り行った方のフルネームが記載されたもの）
- ・委任状
（葬儀を執り行った方以外の銀行口座へ振り込みを希望する場合のみ）
- ※葬祭費は、葬儀を執り行った方の銀行口座へ振込みとなりますので申請書には、振込先の記入漏れや間違いのないようお願いいたします。
- ・葬儀を執り行った方の印鑑（認印可能）

□ 世帯主の変更

- ・同一世帯員の資格確認書等

□ 保険料口座振替の申請方法

- 口座振替依頼書で申し込む場合
 - ※国保年金課窓口へ提出される場合
 - ・資格確認書等または納入通知書
 - ・通帳またはキャッシュカード（コピー可）
 - ・通帳の届出印
- ペイジー口座振替受付サービスで申し込む場合
 - ※一部対応していない金融機関があります。
 - ※口座名義人で本人のみ受付可
 - ・資格確認書等
 - ・キャッシュカード（生体認証ICキャッシュカードは不可）

【手続き可能な人】

- ・亡くなられた方の親族等

【手続き窓口】

- ・国保年金課 資格給付係・保険料係
☎ 047-436-2395
- ・出張所、船橋駅前総合窓口センター

【期限】

- 葬祭費の支給申請
 - ・葬祭を行った日の翌日から2年以内
- 資格喪失届及び世帯主変更
 - ・死亡日から14日以内
- その他の手続き
 - ・速やかに

B 後期高齢者医療制度の手続き

亡くなられた方が後期高齢者医療制度の加入者であった場合、後期高齢者医療資格確認書等の返還が必要になります。申請により葬儀を行った方（喪主）に葬祭費5万円が支給されます。

【手続き・持ち物】

□ 資格確認書等の返還

- ・後期高齢者医療資格確認書等
- ・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・後期高齢医療特定疾病療養受療証

□ 葬祭費の支給申請

- ・葬祭費用の領収書や会葬礼状等（喪主の氏名記載）
- ※葬祭費は葬儀を執り行った方（喪主）の銀行口座へ振込みとなりますので、申請書には振込先の記入漏れのないようお願いいたします。

□ 後期高齢者医療制度書類等送付先変更届

- ・送付先となる方の運転免許証・パスポート・障害者手帳・写真付き住基カード・マイナンバーカードのうちいずれか1点

【手続き可能な人】

- ・亡くなられた方の親族等

【手続き窓口】

- ・国保年金課 高齢者医療係
☎ 047-436-2395
- ・出張所、船橋駅前総合窓口センター

【期限】

- 葬祭費の支給申請
 - ・葬祭を行った日の翌日から2年以内
- その他の手続き
 - ・速やかに

年金



年金の各種手続きは、亡くなられた方やご遺族の状況により、支給の可否や請求できる方が異なります。
事前に年金事務所にお問い合わせいただき、ご確認の上で手続きをお願いします。

A 未支給年金の請求

亡くなられた方が、障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金受給者であったとき、未支給年金請求が可能な場合があります。
※老齢年金受給者が亡くなられた場合は年金事務所での手続きになります。

【手続き・持ち物】

□ 未支給年金の請求

○亡くなられた方について

- ・年金証書
- ・戸籍謄本（死亡の記載があり、請求者との続柄がわかるもの）
- ・住民票の除票（請求者の住民票に記載されていない場合）

○請求者について

- ・請求者名義の預貯金通帳またはキャッシュカード（コピー可）
- ・住民票（世帯全員、続柄記載のもの）
- ・生計同一申立書（死亡者と請求者が別世帯・別居していた場合）

○窓口へ手続きに来られる方について

- ・本人確認書類（官公署発行の顔写真付きのもの）
- ・委任状（請求者以外の方が手続きをする場合）

※戸籍謄本・住民票は死亡日以降に発行されたもの。

※住民票・住民票の除票は、マイナンバーを記入いただくことで添付を省略できます。

※戸籍謄本は、請求者が配偶者または遺族年金を請求する子の場合、マイナンバーを記入いただくことで添付を省略できます。

【手続き可能な人】

・亡くなられた方と生計を同じくしていた、3親等内の親族

（請求できる順位は①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹⑦その他3親等内の親族）

※代理の方が手続きをされる場合は上記本人確認書類のほかに委任状が必要になります。

【手続き窓口】

○遺族基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金

- ・国保年金課 国民年金係
- ☎ 047-436-2282

○老齢年金・遺族基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金

- ・日本年金機構 船橋年金事務所
- ☎ 047-424-8811

☎ 0570-05-4890（予約受付専用電話）050から始まる電話でおかけになる場合は、☎ 03-6631-7521

※年金事務所での手続きは原則予約制となります。

※年金事務所では全ての未支給年金の手続きが可能です。

【期限】

・亡くなられた後速やかに

亡くなられた方の厚生年金に配偶者が扶養として加入していた場合、国民年金に加入する必要がある場合があります。詳しくは国保年金課までお問い合わせください。

年金



年金の各種手続きは、亡くなられた方やご遺族の状況により、支給の可否や請求できる方が異なります。
事前に年金事務所にお問い合わせいただき、ご確認の上で手続きをお願いします。

A 国民年金の手続き（遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求）

亡くなられた方及びご遺族がいずれも下記に該当する場合、遺族基礎年金、寡婦年金及び死亡一時金が支給される可能性があります。

【手続き・要件】

□ 遺族基礎年金

- 亡くなられた方について（下記いずれかに該当する場合）
 - ・国民年金の被保険者※保険料の納付要件あり
 - ・国内に居住している、60歳～65歳までの国民年金の被保険者であった方※保険料の納付要件あり
 - ・保険料納付済期間と保険料免除期間等を合計して25年以上ある方
- ご遺族について
 - ・亡くなられた方との間に子がいる配偶者
 - ・亡くなられた方の子
（子は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、もしくは20歳未満の障害のある方）

□ 寡婦年金

- 亡くなられた方について
 - ・10年以上の国民年金納付期間（免除期間含む）がある夫が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに亡くなられた場合
- ご遺族について
 - ・10年以上継続した婚姻関係にあり、生計維持されていた妻（60歳～65歳まで受給可能）
※妻が繰り上げ年金の老齢基礎年金を受給している場合は支給されません。

□ 死亡一時金の請求

- 亡くなられた方について
 - ・3年以上の国民年金納付期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに亡くなられた場合
- ご遺族について
 - ・亡くなられた方と生計を同じくしていた親族の方
①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
（①～⑥の順に請求できます）

【持ち物】

<全ての手続きに必要なもの>

- ・亡くなられた方の年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・戸籍謄本
（死亡の記載があり、請求者と続柄がわかるもの）
- ・請求者の世帯全員の住民票
（世帯全員、続柄記載のもの）
- ・亡くなられた方の住民票の除票
（請求者の住民票に記載されていない場合）
- ・請求者名義の預貯金通帳またはキャッシュカード
（コピー可）
- ・本人確認書類
（官公署発行の顔写真付きのもの）

<上記以外に必要なもの>

- 遺族基礎年金
 - ・請求者の年金手帳または基礎年金番号通知書
 - ・死亡診断書のコピーまたは死亡届記載事項証明書
 - ・請求者等の所得証明書または非課税証明書等
（最新年度のもの）
 - ・子の学生証または在学証明書
（義務教育の場合は不要）
 - 寡婦年金
 - ・請求者の年金手帳または基礎年金番号通知書
 - ・請求者の所得証明書または非課税証明書等
（死亡日の前年のもの）
- ※その他死因が第三者行為による場合に必要になる書類があります。
- ※戸籍謄本・住民票、住民票の除票、所得証明書、非課税証明書はマイナンバーを記入いただくことで添付を省略できます。（死亡一時金で戸籍謄本が省略できるのは、請求者が配偶者の場合のみ）

【手続き可能な人】

- ・ご遺族または代理の方
※代理の方が手続きをされる場合は本人確認書類のほかに委任状が必要になります。

【手続き窓口】

- ・国保年金課 国民年金係 ☎ 047-436-2282
 - ・日本年金機構 船橋年金事務所
☎ 047-424-8811
 - ☎ 0570-05-4890（予約受付専用電話）050から始まる電話でおかけになる場合は、☎ 03-6631-7521
- ※加入履歴により年金事務所での手続きになる場合があります。
※年金事務所での手続きは原則予約制となります。 ※年金事務所では全ての手続きが可能です。

【期限】

- 遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金
 - ・亡くなられた後速やかに

介護保険

A 介護保険の手続き

亡くなられた方が65歳以上の方または要介護（要支援）認定を受けていた場合は、下記の手続きと持ち物が必要となります。要介護（要支援）認定の申請中に亡くなられた場合は、事前にお電話でお問い合わせください。

【手続き・持ち物】

- 介護保険被保険者証等の返還
 - ・被保険者証（または資格者証）
 - ※亡くなられた方が要介護（要支援）の認定を受けていた場合は、返還前にコピーし、保管されることをおすすめします。
- 送付先の届出
 - ※亡くなられた方の住所で郵送物を受取れる場合、この届出は不要です。
- 高額介護サービス費等に関する手続き
 - ※該当する場合は、個別にご連絡いたします。

【手続き可能な人】

- ・相続人等

【手続き窓口】

- 介護保険被保険者証等の返還
- 送付先の届出
 - ・介護保険課 資格保険料係 ☎ 047-436-2303
 - ・出張所（送付先の届出は預りのみ）、船橋駅前総合窓口センター
- 要介護（要支援）認定申請中の場合
 - ・介護保険課 認定審査係 ☎ 047-436-2302
- 高額介護サービス費等に関する手続き
 - ・介護保険課 給付係 ☎ 047-436-2304

【期限】

- 高額介護サービス費等に関する手続き
 - ・個別にご連絡いたします。
- その他の手続き
 - ・速やかに

MEMO

税金

A 個人市・県民税、森林環境税が課税されている場合の手続き

船橋市に個人市・県民税、森林環境税の納税義務のある方が亡くなった場合、その関係書類を受領する相続人代表者の指定が必要となります。詳しくは担当課までお問い合わせください。

【手続き・持ち物】

- 相続人代表者の指定
 - ・相続人代表者指定(変更)届
 - ・相続人代表者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

【手続き可能な人】

- ・相続人及びその代理人

【手続き窓口】

- ・市民税課 個人市民税第一係
- ☎ 047-436-2214

【期限】

- ・相続の開始日から、おおよそ3ヶ月以内

B 原動機付自転車、小型特殊自動車の手続き

亡くなった方が原動機付自転車または小型特殊自動車を所有していた場合、名義変更または廃車等の手続きが必要となります。

※軽二輪(125cc超250cc以下)、小型二輪(250cc超)、軽自動車、普通自動車は別途手続きが必要です。(P.34 市役所以外での主な手続き一覧をご覧ください)

【手続き・持ち物】

- 原動機付自転車、小型特殊自動車の名義変更・廃車
 - ・標識交付証明書
 - ・ナンバープレート(車両を処分する場合や市外の人へ譲渡するとき)
 - ・相続人であることが確認できる書類(戸籍謄本・住民票等)
 - ・来庁される方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

【手続き可能な人】

- ・どなたでも可

【手続き窓口】

- ・市民税課 法人・軽自動車税係
- ☎ 047-436-2203
- ・船橋駅前総合窓口センター、出張所

【期限】

- ・死亡日の翌日から30日以内

C 土地・家屋の現所有者の申告

亡くなった方が土地・家屋を所有していた場合、相続人の中から固定資産税の納税通知書等を受け取る「現所有者」を申告していただく手続きです。

【手続き・持ち物】

- 現所有者の申告等(現所有代表者の住民票が船橋市に無い場合)
 - ・現所有代表者のマイナンバーが確認できるもの
 - ・現所有代表者の本人確認書類
- ※亡くなった方が船橋市外にお住まいだった場合、死亡日が確認できる書類の提示をお願いする場合があります。

【手続き可能な人】

- ・相続人及びその代理人

【手続き窓口】

- ・資産税課 賦課管理係
- ☎ 047-436-2222

【期限】

- ・死亡届提出後、おおよそ3ヶ月以内
- ※亡くなった方が市内にお住まいだった場合、市から届出についてのご案内を生前のご住所にお送りしています。

MEMO

税金

A 未登記家屋の名義変更

亡くなられた方が未登記家屋を所有していた場合に、ご名義を変更する手続きです。

【手続き・持ち物】

□ 未登記家屋所有者変更届

- ・遺産分割協議書(写し)
- ・新所有者の実印

※遺産分割協議書がない場合は、別途提出書類をご案内いたしますので、お問い合わせください。

【手続き可能な人】

- ・相続人(新所有者)及びその代理人

【手続き窓口】

- ・資産税課 賦課管理係
☎ 047-436-2222

【期限】

- ・亡くなられた日の翌年1月末日

※亡くなられた方が市内にお住まいだった場合、市から届出についてのご案内を生前のご住所にお送りしています。

高齢者

B 緊急通報装置・福祉電話の返却手続き

緊急通報装置または福祉電話の貸与を受けている方が亡くなられた場合は、返却手続きが必要となりますので、ご連絡ください。

【手続き・持ち物】

□ 緊急通報装置の返却

※後日業者が装置の取り外しに伺うため、立ち会いが可能な方をご連絡ください。立ち会いの方に業者より連絡が入ります。

□ 福祉電話の返却

- ・電話機

【手続き可能な人】

- ・親族、同居の方、担当ケアマネジャー、成年後見人等

【手続き窓口】

- ・高齢者福祉課 在宅支援係
☎ 047-436-2352

【期限】

- ・至急担当課までご連絡ください。

※福祉電話については回線を停止するまで、利用料が発生します。

C はり・きゅう・マッサージ等費用助成券の返還

はり・きゅう・マッサージ等費用助成券の利用者が亡くなられた場合、助成券を返還してください。利用者以外使用することはできませんので、破棄していただいても結構です。

【手続き・持ち物】

□ はり・きゅう・マッサージ等費用助成券の返還

- ・はり・きゅう・マッサージ等費用助成券

【手続き可能な人】

- ・親族、同居の方、担当ケアマネジャー、成年後見人等

【手続き窓口】

- ・高齢者福祉課 在宅支援係
☎ 047-436-2352

【期限】

- ・速やかに

子ども

A 児童手当の手続き（受給者の変更、未払い手当の請求）

亡くなられた方に高校生以下の児童がいて、児童手当を受給している場合、児童手当の受給資格が消滅します。児童手当を引き続き受給するためには、受給者の変更が必要となりますので、配偶者等これからの保護者は「認定請求書」を提出してください。（新規の受給者が公務員の場合は原則として勤務先への申請となります）未払い分の児童手当があるときは「未支払児童手当請求書」を提出してください。

また、亡くなられた方が公務員のため、市で児童手当を受給していない場合は、配偶者等これからの保護者が今後受給できる可能性があります。詳しくは子育て給付課までお問い合わせください。

【手続き・持ち物】

□ 受給者の変更手続き・未払い手当の請求

○新たに受給者となる方

- ・個人番号のわかるもの（マイナンバーカード等）
- ・被保険者情報がわかる書類（※私立学校教職員共済組合以外の共済組合）
（例）資格確認書、資格情報のお知らせ（資格情報通知書）、マイナポータル上の被保険者情報が記載されている画面の写し等
- ・振込先口座がわかるもの（通帳またはキャッシュカード）の写し

○亡くなられた受給者が監護していた高校生以下の児童

- ・児童名義の振込先口座がわかるもの
（通帳またはキャッシュカード）の写し

【手続き可能な人】

- ・高校生以下の児童の保護者

【手続き窓口】 ※オンラインでの手続きも可能

- ・子育て給付課 児童助成係
☎ 047-436-2316
- ・出張所・連絡所、船橋駅前総合窓口センター

【期限】

- ・亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
※手続きが遅れると、支給されない月が発生することがあります。

B 子ども医療費助成受給券の手続き（保護者の変更、受給券の返納）

亡くなられた方に高校生（18歳到達後最初の3月31日まで）以下の児童がいる場合、児童の保護者の設定変更の手続きが必要になります。

また、高校生（18歳到達後最初の3月31日まで）以下の児童が亡くなられた場合、受給券を返納していただく必要があります。

【手続き・持ち物】

□ 保護者の変更、加入保険の変更、受給券の返納

- ・児童の被保険者情報がわかる書類（加入保険の変更があった場合のみ）
（例）資格確認書、資格情報のお知らせ（資格情報通知書）、マイナポータル上の被保険者情報が記載されている画面の写し等
※健康保険証では受付することができません。

※児童名、保険者番号、保険者名、記号番号、被保険者名、資格取得日が記載されているかご確認ください。

- ・船橋市子ども医療費助成受給券

【手続き可能な人】

- ・高校生（18歳到達後最初の3月31日まで）以下の児童の保護者

【手続き窓口】 ※オンラインでの手続きも可能

- ・子育て給付課 児童助成係
☎ 047-436-2316
- ・出張所・連絡所、船橋駅前総合窓口センター

【期限】

- ・亡くなられた後、速やかに

MEMO

子ども

A

児童扶養手当の手続き (受給者死亡届、未払児童扶養手当の請求、児童扶養手当証書の返納)

児童扶養手当受給者が亡くなられた場合、受給資格が消滅しますので、受給者死亡の届出をご提出ください。
その際、未支払分の児童扶養手当がある場合は、対象児童の口座にお振込みいたします。
また、児童扶養手当証書(クリーム色)が発行されている場合は、返納していただきます。

【手続き・持ち物】

- 受給者死亡の届出
- 未払児童扶養手当の請求
 - ・対象児童の通帳
- 児童扶養手当証書の返納
 - ・児童扶養手当証書(クリーム色)
 - ※紛失等で見つからない場合は、窓口にてその旨お伝えください。

【手続き可能な人】

- ・児童扶養手当の対象児童の保護者

【手続き窓口】

- ・子育て給付課 ひとり親家庭助成係
- ☎ 047-436-3316
- ・船橋駅前総合窓口センター(平日9時~17時)

【期限】

- ・亡くなられた日から14日以内

B

遺児手当の手続き(受給資格消滅の届出)

遺児手当受給者が亡くなられた場合、受給資格が消滅しますので、受給資格消滅届をご提出ください。
その際、未支払分の遺児手当がある場合は、対象児童名義の口座にお振込みいたします。

【手続き・持ち物】

- 遺児手当受給資格消滅届
- 未払遺児手当の請求
 - ・対象児童の通帳

【手続き可能な人】

- ・遺児手当の対象児童の保護者

【手続き窓口】

- ・子育て給付課 ひとり親家庭助成係
- ☎ 047-436-3316
- ・船橋駅前総合窓口センター(平日9時~17時)

【期限】

- ・亡くなられた日から14日以内

C

ひとり親家庭等医療費助成の手続き(受給資格消滅の届出、受給券の返納)

ひとり親家庭等医療費助成受給者が亡くなられた場合、受給資格が消滅しますので、受給資格変更等届をご提出ください。
また、受給券は返納していただきます。

【手続き・持ち物】

- ひとり親家庭等医療費助成受給資格変更等届
- ひとり親家庭等医療費助成受給券の返納
 - ・ひとり親家庭等医療費助成受給券

【手続き可能な人】

- ・ひとり親家庭等医療費助成の対象児童の保護者

【手続き窓口】

- ・子育て給付課 ひとり親家庭助成係
- ☎ 047-436-3316
- ・船橋駅前総合窓口センター(平日9時~17時)

【期限】

- ・亡くなられた日から14日以内
- ※届出が遅れて資格が消滅した後に受給券を使用すると返還金が発生する場合があります。

子ども

A 放課後ルームの手続き（退所または変更の届出）

放課後ルーム利用中の児童が亡くなられた場合は、その月の月末で放課後ルームを退所していただく為のお手続きをお願いします。また、放課後ルーム利用中の同一世帯の方が亡くなられた場合は、その世帯の方に入所事項変更届をご提出していただく必要があります。

【手続き・持ち物】

- 放課後ルームの退所または変更
 - ・放課後ルーム退所届
 - ・放課後ルーム入所事項変更届

【手続き可能な人】

- ・放課後ルーム利用者の同一世帯の方

【手続き窓口】

- ・放課後児童支援課
☎ 047-436-2319

【期限】

- ・速やかに

B 保育所等の手続き（退園または変更の届出、支給認定証の返還）

【手続き・手続きが可能な人】

変更届の提出・支給認定証の返却

- ・保育所等を利用申込みまたは在籍している児童の保護者、同居の兄弟姉妹または同居の祖父母が亡くなられた場合、提出が必要です。この提出により、亡くなられた人を児童の教育・保育給付認定と保育料算定の対象者から除外します。また、亡くなられた人の氏名が表記された支給認定証が交付されている場合は返還が必要となります。
- ・手続きが可能な人：保育所等を利用申込み、または在籍している児童の保護者

退園届の提出

- ・保育所等に在籍している児童が亡くなった場合、提出が必要となります。
- ・手続きが可能な人：保育所等に在籍している児童の保護者

利用申込み取り下げ書の提出

- ・保育所等を利用申込み中（転園申込み中を含む）の児童が亡くなった場合に、提出が必要となります。
- ・手続きが可能な人：保育所等を利用申込みしている児童の保護者

【持ち物】

- ・支給認定証（交付されている方のみ）

【期限】

- ・亡くなられた後、速やかに

【手続き窓口】

- ・保育入園課
☎ 047-436-2330
- ・在籍する保育所等

C 幼児教育・保育の無償化

幼稚園・認定こども園・認可外保育施設等、幼児教育・保育の無償化対象の施設を利用していた児童・保護者が亡くなった場合手続きが必要となることがあります。

手続き窓口は利用施設により異なります。保育入園課（☎ 047-436-2329）または学務課（私学助成幼稚園に通園されている場合 ☎ 047-436-2858）にお問い合わせください。

D こども誰でも通園制度の手続き

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届の提出

- ・こども誰でも通園制度を利用している児童の保護者または同居の祖父母が亡くなられた場合、提出が必要です。この提出により、亡くなられた人を児童の利用料算定の対象者から除外します。

【手続き可能な人】

- ・こども誰でも通園制度を利用している児童の保護者

【手続き窓口】

- ・保育入園課
☎ 047-436-2330

A 通所受給者証の手続き（通所受給者証の返還、保護者の変更）

対象児が亡くなられた場合に療育支援課へ通所受給者証を返還していただきます。
また、通所給付決定保護者が亡くなられた場合に変更の手続きをしていただきます。

【手続き・持ち物】

- 通所受給者証の返還
 - ・通所受給者証
- 保護者変更
 - ・通所受給者証
 - ・マイナンバーが確認できるもの
 - ・本人確認書類（運転免許証等）

【手続き可能な人】

- ・保護者

【手続き窓口】

- ・療育支援課 管理給付係
- ☎ 047-436-2342

【期限】

- 通所受給者証の返還
 - ・なし
- 保護者変更
 - ・速やかに

MEMO

障害(児)者

A 手帳の返還(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)

対象者が亡くなられた場合に、各手帳の返還の手続きをしていただきます。

【手続き・持ち物】

- 身体障害者手帳の返還
 - ・身体障害者手帳
- 療育手帳の返還
 - ・療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳の返還
 - ・精神障害者保健福祉手帳

【手続き可能な人】

- ・同居の親族、同居者、その他の親族、成年後見人等

【手続き窓口】

- 身体障害者手帳、療育手帳の返還
 - ・障害福祉課 給付事業係
 - ☎ 047-436-2340
 - ☎ 047-436-2357
 - ・船橋駅前総合窓口センター
- 精神障害者保健福祉手帳の返還
 - ・障害福祉課 精神医療係
 - ☎ 047-436-2729

【期限】

- ・速やかに

B 受給者証の返還(自立支援医療(更生医療・精神通院・育成医療)受給者証、障害福祉サービス受給者証、地域生活支援サービス事業受給者証)

対象者が亡くなられた場合自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)、障害福祉サービス受給者証、地域生活支援サービス事業受給者証の返還をしていただきます。

【手続き・持ち物】

- 自立支援医療受給者証(更生医療)の返還
 - ・自立支援医療受給者証(更生医療)
- 自立支援医療受給者証(精神通院)の返還
 - ・自立支援医療受給者証(精神通院)
- 自立支援医療受給者証(育成医療)の返還
 - ・自立支援医療受給者証(育成医療)
- 障害福祉サービス受給者証の返還
 - ・障害福祉サービス受給者証
- 地域生活支援サービス事業受給者証の返還
 - ・地域生活支援サービス事業受給者証

【手続き可能な人】

- ・どなたでも可

【手続き窓口】

- 自立支援医療受給者証(更生医療)の返還
 - ・障害福祉課 給付事業係
 - ☎ 047-436-2308
- 自立支援医療受給者証(精神通院)の返還
 - ・障害福祉課 精神医療係
 - ☎ 047-436-2729
- 自立支援医療受給者証(育成医療)の返還
 - ・地域保健課 助成給付係
 - ☎ 047-409-3274
- 障害福祉サービス受給者証の返還
- 地域生活支援サービス事業受給者証の返還
 - ・障害福祉課 認定審査係
 - ☎ 047-436-2346

【期限】

- ・速やかに

障害(児)者

A 手当に関する手続き(資格喪失届または受給者の変更、未払い手当の請求)

支給対象となっていた方が亡くなられた場合、喪失の手続きが必要となります。

また、受給者が亡くなられた場合、喪失もしくは受給者変更の手続きが必要となります。その際、未払い手当の請求手続きが必要となる場合もあります。

【手続き・持ち物】

□ 船橋市中心身障害児福祉手当の喪失・変更

- 対象の児童が亡くなられた場合
・なし

- 受給者が亡くなられた場合
・今後受給者となる方の口座がわかるもの

※受給者となる方は市内在住で、現に対象児童を監護している方になります。

□ 特別児童扶養手当の喪失・未払い手当の請求

- 対象の児童が亡くなられた場合
・受給者の印鑑

- 受給者が亡くなられた場合
・手当対象児童の印鑑
・手当対象児童の通帳

※未払い手当の振込口座は対象児童名義の口座に限られます。必ず通帳原本をお持ちください。

□ 障害児福祉手当の喪失・未払い手当の請求

- 対象の児童が亡くなられた場合
・届出者の印鑑
・同居の親族の方の口座がわかるもの

□ 船橋市ねたきり身体障害者及び重度知的障害者介護手当の喪失・変更

- 対象の障害者が亡くなられた場合
・なし

- 受給者が亡くなられた場合
・今後の受給者になる方の口座がわかるもの

□ 特別障害者手当の喪失・未払い手当の請求

- 受給者が亡くなられた場合
・届出者の印鑑
・親族の方の口座がわかるもの

□ 経過的福祉手当の喪失・未払い手当の請求

- 受給者が亡くなられた場合
・届出者の印鑑
・親族の方の口座がわかるもの

【手続き可能な人】

- ・同居の親族、同居者、その他の親族、成年後見人等

【手続き窓口】

- ・障害福祉課 給付事業係
☎ 047-436-2340

【期限】

- ・速やかに

障害(児)者

A グループホーム・生活ホームの家賃補助の中止

グループホーム等入居者家賃補助対象者が亡くなられた場合に「船橋市グループホーム等入居者家賃補助変更・中止届」の提出をしていただきます。

【手続き・持ち物】

- 船橋市グループホーム等入居者家賃補助変更・中止届
・なし

【手続き可能な人】

- ・グループホーム入居者の事業所職員等

【手続き窓口】

- ・障害福祉課 給付事業係
☎ 047-436-2345

【期限】

- ・速やかに

B 緊急通報装置・福祉電話の返却手続き

下記サービスを利用されている方が亡くなられた場合は、返却手続きが必要となりますのでご連絡ください。

【手続き・持ち物】

- 福祉電話の返却
・電話機
- 緊急通報装置の返却
※後日業者が装置を取り外しに伺うため、立ち会い可能な方をご紹介します。立ち会いの方に業者より連絡が入ります。

【手続き可能な人】

- ・貸与者の親族等

【手続き窓口】

- 福祉電話の返却
・障害福祉課 給付事業係
☎ 047-436-2345
- 緊急通報装置撤去手続き
・障害福祉課 相談支援係
☎ 047-436-2309

【期限】

- ・至急担当係までご連絡ください。
※福祉電話については回線を停止するまで、利用料が発生します。

C 重度心身障害者医療費助成受給券の返還

重度心身障害者医療費助成受給券所持者が亡くなった場合、返還をしていただきます。

【手続き・持ち物】

- 重度心身障害者医療費助成受給券返納届
・重度心身障害者医療費助成受給券

【手続き可能な人】

- ・重度心身障害者医療費助成受給者の親族等

【手続き窓口】

- ・障害福祉課 給付事業係
☎ 047-436-2308

【期限】

- ・速やかに

D 精神障害者入院医療費助成の受取口座の変更

精神障害者入院医療費助成を申請中で、助成金が入金される前に受取口座の名義人の方が亡くなられた場合、口座名義人変更が必要になります。

【手続き・持ち物】

- 精神障害者入院医療費助成の受取口座の変更
・口座のわかるもの(キャッシュカードや通帳)の写し
・亡くなられた方とは別居のご家族様の口座に変更される場合は、亡くなられた方との関係がわかる公的書類
・成年後見人の場合は成年後見登記事項証明書

【手続き可能な人】

- ・同居の親族、同居者、その他の親族、成年後見人など

【手続き窓口】

- ・障害福祉課 精神医療係
☎ 047-436-2729

【期限】

- ・原則、申請された月の翌月20日まで
※届出が遅れると助成金の振込が遅くなります。

障害(児)者

A 心身障害者扶養年金の停止または給付の申請

心身障害者扶養年金制度の受給者または加入者が亡くなられた場合、停止または給付の手続きが必要になります。

【手続き・持ち物】

□ 心身障害者扶養年金の停止または給付の申請

- ・加入者が亡くなられた場合
- ・受給者が亡くなられた場合
- ・年金管理者が亡くなられた場合
- ・障害者が加入者よりも先に亡くなられた場合

上記に該当される場合は、障害福祉課までご連絡ください。

【手続き可能な人】

- ・制限なし

【手続き窓口】

- ・障害福祉課 給付事業係
☎ 047-436-2345

【期限】

- ・給付の申請期限は加入者が亡くなられた日から3年以内

乗車券

B 福祉タクシー乗車券(要介護者等)の返還

福祉タクシー乗車券(要介護者等)の利用者が亡くなられた場合、福祉タクシー乗車券(要介護者等)を返還してください。利用者以外使用することはできませんので、破棄していただいても結構です。

【手続き・持ち物】

□ 福祉タクシー乗車券(要介護者等)の返還

- ・福祉タクシー乗車券(要介護者等)

【手続き可能な人】

- ・福祉タクシー券(要介護者等)の受給者の親族等

【手続き窓口】

- ・高齢者福祉課 在宅支援係
☎ 047-436-2352

【期限】

- ・なし

C 福祉タクシー乗車券(ピンク色)の返還

福祉タクシー券(ピンク色)の利用者が亡くなられた場合、返還してください。利用者以外使用することができないので、破棄してしまってもかまいません。

【手続き・持ち物】

□ 福祉タクシー乗車券(ピンク色)の返還

- ・福祉タクシー乗車券(ピンク色)

【手続き可能な人】

- ・福祉タクシー券(ピンク色)受給者の親族等

【手続き窓口】

- ・障害福祉課 給付事業係
☎ 047-436-2345

【期限】

- ・なし

D 交通不便地域支援事業パスカードの返還

交通不便地域支援事業パスカード保持者が亡くなられた場合、パスカードを返還してください。

【手続き・持ち物】

□ 交通不便地域支援事業パスカードの返還

- ・交通不便地域支援事業パスカード

【手続き可能な人】

- ・交通不便地域支援事業パスカード保持者の親族等

【手続き窓口】

- ・道路計画課 交通政策係
☎ 047-436-2055

【期限】

- ・なし

医療費助成

A

受給者証等の返還（千葉県特定医療費（指定難病）受給者証、千葉指定難病登録者証、千葉県肝炎治療受給者証、千葉県先天性血液凝固因子障害等受給者証、千葉県特定疾患医療受給者証、船橋市小児慢性特定疾病医療受給者証、船橋市小児指定疾病医療費助成登録証）

対象者が亡くなられた場合に受給者証等の返還が必要になります。

【手続き・持ち物】

- 千葉県特定医療費（指定難病）受給者証消滅届
 - ・千葉県特定医療費（指定難病）受給者証
- 千葉県指定難病登録者証消滅届
 - ・千葉県指定難病登録者証
- 千葉県肝炎治療受給者証消滅届
 - ・千葉県肝炎治療受給者証
- 千葉県先天性血液凝固因子障害等受給権消滅届
 - ・千葉県先天性血液凝固因子障害等受給者証
- 特定疾患消滅届
 - ・千葉県特定疾患医療受給者証
- 船橋市小児慢性特定疾病医療受給者証消滅届
 - ・船橋市小児慢性特定疾病医療受給者証
- 船橋市小児指定疾病医療費助成登録証消滅届
 - ・船橋市小児指定疾病医療費助成登録証

【手続き可能な人】

・遺族等

【手続き窓口】

・保健総務課 疾病対策係
（保健福祉センター内）
☎ 047-409-2891

【期限】

・亡くなられた後、速やかに

B

被爆者健康手帳の手続き（手帳の返還、葬祭料の支給申請）

被爆者健康手帳をお持ちの方が亡くなられた場合、被爆者健康手帳の返却が必要になります。

また、葬祭を行った者に対し、葬祭料（死亡年度により金額は異なります）を支給します。

【手続き・持ち物】

- 死亡届
 - ・被爆者健康手帳
 - ・手当証書（手当受給者のみ）
 - ・死亡を証する書類（抹消された住民票の写し、死亡診断書または死体検案書等をいいますが、葬祭料支給申請を同時に行う場合は省略できます。）
- 葬祭料支給申請
 - ・死亡診断書または死体検案書の写し
 - ・喪主の方の通帳の写し（通帳の2頁目）
 - ・申請者が葬祭を行ったことがわかる書類（下記のいずれか1つ）

例：会葬御礼のはがき（申請者が喪主の場合、原本が必要）

葬儀会社からの領収証（写し可。申請者及び被爆者の氏名が明記されたもの。）

※死亡原因が交通事故など、原子爆弾の傷害作用によるものでないことが明らか場合は支給されません。

【手続き可能な人】

- 死亡届
 - ・遺族等
- 葬祭料支給申請
 - ・葬祭を行った方

【手続き窓口】

・保健総務課 疾病対策係
（保健福祉センター内）
☎ 047-409-2891

【期限】

- 死亡届
 - ・亡くなられた日から14日以内
- 葬祭料支給申請
 - ・亡くなられた後、5年以内

下水道・し尿

A 汲み取り式トイレの手続き（名義変更・収集中止の届出）

ご自宅・事業所等で汲み取り式のトイレをご使用されていた方が亡くなられた場合は、名義変更や収集中止の届出等が必要になります。

【手続き・持ち物】

- 名義変更・収集中止の届出等
- ・納付済通知書や口座振替済通知書等
 - し尿収集番号が確認できるもの（あれば）

※汲み取り式トイレを含む建物の取り壊しがある場合は、汲み取りタンクを空にする必要がある場合があります。取り壊し業者に作業の要否をご確認の上、併せてお申し出ください。

【手続き可能な人】

- ・遺族等

【手続き窓口】

- ・クリーン推進課 清掃事業係
- ☎ 047-436-2442

【期限】

- ・速やかに

B 下水道使用者の名義変更

下水道の使用名義人が亡くなられた場合は、千葉県企業局へご連絡ください。

【手続き・持ち物】

- 下水道使用者名義変更
- ・納入通知書等のお客様番号が確認できるもの（あれば）

【手続き可能な人】

- ・下水道使用料の管理者（下水道使用者、その親族、相続財産管理人等）

【手続き窓口】

- ・千葉県企業局 県水お客様センター
- ナビダイヤル ☎ 0570-001-245
- 上記を利用できない場合
- ☎ 043-310-0321

【期限】

- ・速やかに

C 下水道受益者負担金に係る受益者変更に関する手続き

相続などで受益者が変わった場合は変更の届が必要となります。

【手続き・持ち物】

- 下水道事業受益者の変更
- ・受益者負担金の納入通知書等の受益者番号が確認できるもの（あれば）

【手続き可能な人】

- ・遺族等

【手続き窓口】

- ・下水道総務課
- ☎ 047-436-2643

【期限】

- ・速やかに

D 浄化槽の管理者変更・使用休止

浄化槽が設置された家屋等を相続により取得した場合は、浄化槽管理者変更報告書の提出が必要となります。

また、浄化槽が設置された家屋等を当面の間使用する予定がない場合は休止届の提出が必要となります。

【手続き・持ち物】

- 浄化槽の管理者変更
- ・浄化槽管理者変更報告書
- 浄化槽の使用休止
- ・浄化槽使用休止届出書
 - ・清掃の記録

【手続き可能な人】

- ・浄化槽が設置された家屋等を相続した人

【手続き窓口】

- ※オンラインや郵送での手続きも可能
- ・環境保全課 水質・地質係
- ☎ 047-436-3813

【期限】

- ・速やかに

農地

A 農地法の規定による届出

農地を相続した場合、農地法の規定より農業委員会へその旨を届け出てください。

【手続き・持ち物】

- 農地法第3条の3の規定による届出

【手続き可能な人】

- ・農地を相続した方

【手続き窓口】

- ・農業委員会事務局 農地係 ☎ 047-436-2742

【期限】

- ・相続登記後または、遺産分割協議が確定した後、速やかに

B 森林法の規定による届出

新たに、森林法に基づく地域森林計画の対象となっている民有林の所有権を得た場合届出が必要になります。

【手続き・持ち物】

- 森林所有者の届出に関する諸手続き
・位置図
・登記事項証明書等

【手続き可能な人】

- ・相続人

【手続き窓口】

- ・農水産課 園芸水産係 ☎ 047-436-2494

【期限】

- ・所有者になった日から90日以内
・90日以内に分割協議が整わない場合、被相続人の死亡日から90日以内に法定相続人の共有物として届出が必要

貸付金

C 下水道接続工事貸付金の借受人または連帯保証人の変更

下水道接続工事の貸付金を利用されている方、もしくは連帯保証人が亡くなった際は、名義変更が必要になります。

【手続き・持ち物】

- 借受人もしくは連帯保証人の変更
・新たに借受人、もしくは連帯保証人になる方の印鑑登録証明書及びその実印

【手続き可能な人】

- ・水洗便所化改造工事資金貸付金の借受人、連帯保証人、その他の親族

【手続き窓口】

- ・下水道総務課 排水設備係 ☎ 047-436-2642

【期限】

- ・速やかに

D 高齢者・障害者住宅整備資金貸付金の借受人の変更

高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業債務者が亡くなった場合、送付先等の変更手続きをしますので、高齢者→高齢者福祉課、障害者→障害福祉課までご連絡ください。

【手続き・持ち物】

- 高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業送付先の変更
・なし

【手続き可能な人】

- ・連帯保証人、相続人

【手続き窓口】

- 高齢者
高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352
○障害者
障害福祉課 給付事業係 ☎ 047-436-2345

【期限】

- ・亡くなった後、速やかに

貸付金

A 看護師等養成修学資金貸付金の返還免除・連帯保証人変更の申請

船橋市看護師等養成修学資金貸付金の借受者が亡くなられた場合は、返還免除申請を行う必要があります。
また、連帯保証人が亡くなられた場合は、変更申請を行う必要があります。

下記のほか必要な書類がある場合がございますので、必ず事前に担当課までご連絡ください。

【手続き・持ち物】

□ (借受者の場合) 死亡届・返還免除の申請

- ・死亡届
- ・死亡診断書または戸籍謄本もしくは戸籍抄本
- ・看護師等養成修学資金返還免除申請書

※借受金が学生の場合は、借用証書も提出する必要があります。

□ (連帯保証人の場合) 連帯保証人の変更

- ・看護師等養成修学資金連帯保証人変更申請書

※新たに連帯保証人になる方が決定してからご申請ください。

※後日、新たに連帯保証人になる方の印鑑登録証明書をご提出いただきます。

【手続き可能な人】

- 死亡届・返還免除の申請
 - ・相続人 (相続人が居ない場合は、監護する者※)
 - ※保護者もしくはそれに代わる者
- 連帯保証人の変更
 - ・借受者

【手続き窓口】

- ・健康政策課 医療施設係
- ☎ 047-409-0415

【期限】

- ・亡くなられた後、速やかに

B 保育士養成修学資金貸付金の返還免除・連帯保証人変更の申請

船橋市保育士養成修学資金貸付金の借受者が亡くなられた場合は、返還免除申請を行う必要があります。
また、連帯保証人が亡くなられた場合は、変更申請を行う必要があります。

【手続き・持ち物】

□ (借受者の場合) 死亡届・返還免除の申請

- ・死亡届
- ・死亡診断書または戸籍謄本もしくは戸籍抄本
- ・保育士養成修学資金返還免除申請書

※借受金が学生の場合は、借用証書も提出する必要があります。

※その他必要な書類がある場合がございますので、必ず事前に担当課までご連絡ください。

□ (連帯保証人の場合) 連帯保証人の変更

- ・保育士養成修学資金連帯保証人変更申請書

※新たに連帯保証人になる方が決定してからご申請ください。

※後日、新たに連帯保証人になる方の印鑑登録証明書をご提出いただきます。

【手続き可能な人】

- 死亡届・返還免除の申請
 - ・相続人 (相続人が居ない場合は、監護する者※)
 - ※保護者もしくはそれに代わる者
- 連帯保証人の変更
 - ・借受者

【手続き窓口】

- ・保育入園課 事業係
- ☎ 047-436-2329

【期限】

- ・亡くなられた後、速やかに

MEMO

貸付金

A 母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子父子寡婦福祉資金貸付金の借主等が亡くなった場合、死亡届を提出してください。

【手続き・持ち物】

□ 死亡の届

- ・母子・父子・寡婦福祉資金に係る死亡届
- ・届出人の印鑑

※状況により、その他の手続きが必要になる可能性がございますので、必ず事前に担当課までご連絡ください。

【手続き可能な人】

- ・借主、連帯借主、連帯保証人、その他の親族

【手続き窓口】

- ・子ども家庭センター ひとり親家庭支援係
- ☎ 047-436-2320

【期限】

- ・速やかに

B 船橋市奨学金貸付金

船橋市奨学金貸付金の借主等が亡くなった場合、死亡届を提出してください。

【手続き・持ち物】

□ 死亡の届

- ・船橋市奨学金借受者死亡届

※状況により、その他の手続きが必要になる可能性がございますので、必ず事前に担当課までご連絡ください。

【手続き可能な人】

- ・連帯保証人(父母等)

【手続き窓口】

- ・学務課 就学助成係
- ☎ 047-436-2858

【期限】

- ・速やかに

ペット

C 犬の登録事項の変更

犬の新所有者は、所有者の変更の届出が必要です。あわせて、所有者の住所・犬の所在地に変更がある場合も手続きをしてください。なお、新たな犬の所在地が市外の場合は、犬の所在地の自治体にて手続きをしてください。

※マイクロチップを装着済みの犬は、手続きが異なる場合がございますので担当課へお問い合わせください。

【手続き・持ち物】

□ 犬の登録事項変更届出

- ・犬の登録事項変更届出書(第5号様式)
- ・犬鑑札(あれば)

【手続き可能な人】

- ・新しい犬の所有者

【手続き窓口】 ※オンラインでの手続きも可能

- ・動物愛護指導センター
- ☎ 047-435-3916
- ・衛生指導課(保健福祉センター内)
- ☎ 047-409-2598

【期限】

- ・所有者になった日から30日以内

MEMO

その他

A

広報サービスの中止 (広報ふなばしのポスティングサービス、声の広報、点字広報)

亡くなられた方が利用されていたサービスの中止手続きが必要になります。

【手続き・持ち物】

- ポスティングサービス中止連絡
- 声の広報中止連絡
- 点字広報中止連絡
 - ・なし

【手続き可能な人】

- ・亡くなられた方の親族

【手続き窓口】

- ・広報課 広報係
- ☎ 047-436-2012

【期限】

- ・速やかに

B

市営霊園・霊堂の使用承継の手続き(名義変更)

市営霊園・霊堂使用者が亡くなった場合、使用承継の手続き(名義変更)が必要になります。

【手続き・持ち物】

- 市営霊園・霊堂承継承認申請
 - ・承継者の世帯全員が記載されている住民票
 - ※本籍・続柄記載のあるもの
 - ※市内在住の方は不要
 - ・全部事項証明(戸籍謄本)
 - 配偶者が承継する場合に必要な戸籍
夫婦関係(婚姻)と死亡者の死亡の記載がある戸籍
 - 配偶者以外の者が承継する場合に必要な戸籍
前使用者の死亡の記載がある戸籍
前使用者と承継者とのつながりが確認できる戸籍(つながりが確認できない場合は受理できません。)
 - 上記のほか、ご不明な点については、環境保全課職員に確認してください。
 - ・誓約書(承継者の実印押印)
 - ・上記実印の印鑑登録証明書(原本)
 - ・使用許可証(原本)
 - ・手数料 300 円(使用許可証再交付申請も行う場合は 600 円)
 - ※戸籍謄本等の原本還付希望の場合はコピー代がかかります。
 - ・本人確認書類(原本)、本人以外が申請する場合は、委任状と受任者の本人確認書類(原本)
 - ※顔写真のついていない本人確認書類については、2種類提示が必要です。

【手続き可能な人】

- ・亡くなられた方の親族

【手続き窓口】

- ・環境保全課 霊園管理係
- ☎ 047-436-2402

【期限】

- ・速やかに

C

災害弔慰金の支給

地震、火災等の災害でお亡くなりになった場合、船橋市災害見舞金及び災害弔慰金支給規則に基づき、災害弔慰金(1人につき10万円)を死亡した者の遺族または葬祭を行った者に支給します。

※火災等の原因が被災世帯の世帯員の故意または重大な過失によるものであるときは、災害弔慰金を支給しないことがあります。

【手続き・持ち物】

- 災害弔慰金の支給
 - ・遺族であることがわかる戸籍または葬祭を行ったことがわかる書類
 - ・振込先の口座がわかる書類、り災証明書

【手続き可能な人】

- ・亡くなられた方の親族または葬祭を行った者

【手続き窓口】

- ・地域福祉課 管理係
(千葉県船橋合同庁舎4階)
- ☎ 047-436-2313

【期限】

- ・なし

その他

A 市営駐輪場の定期利用の廃止

お支払いいただいた料金から亡くなられた月までの料金を差し引いた分をお返しすることができます。
詳しい手続きについては都市整備課までお問い合わせください。

【手続き可能な人】

・相続人等

【手続き窓口】

・都市整備課
☎ 047-436-2293

【期限】

・速やかに

B 市営住宅の明け渡しや入居者の変更

市営住宅にお住まいの方がお亡くなりになった場合は手続きが必要です。詳しくは個別にご案内しますので船橋市営住宅管理センターまでお問い合わせください。

【手続き・持ち物】

- 市営住宅の明渡し
・市営住宅明渡し届
- 市営住宅入居者の変更
・市営住宅承継入居承認申請書
・市営住宅同居者異動届

【手続き可能な人】

・亡くなられた方の親族

【手続き窓口】

・船橋市営住宅管理センター
☎ 047-436-2040

【期限】

・速やかに

C 町会・自治会代表者の変更

町会・自治会の代表者がお亡くなりになった場合、新たな代表者について届け出てください。

【手続き・持ち物】

- 町会・自治会の代表者変更等
・町会・自治会代表者 / 状況届出書
※認可地縁団体の場合は下記の書類も必要です。
 - ・告示事項変更届出書
 - ・承諾書
 - ・変更の承認を受けた総会の議事録

【手続き可能な人】

・新たな代表者等

【手続き窓口】

・自治振興課 自治振興係
☎ 047-436-2022

【期限】

・新たな代表者が決まり次第速やかに

D 各種施設利用カード等の返還

施設利用のためのカード等については以下のとおり、取り扱うようお願いいたします。

- ① 図書館資料利用券
図書館・公民館図書室等へお持ちください。
 - ・期限はありません

【問い合わせ】

- ① 西図書館
☎ 047-431-4385

- ② 体育施設利用者カード
- ③ 船橋市民文化ホール友の会会員証
・返却の必要はありません。不要と判断された時点で処分していただいて構いません。

【問い合わせ】

- ② 生涯スポーツ課
☎ 047-436-2910
- ③ 市民文化ホール
☎ 047-434-5555

その他

A パスポートの返納

亡くなられた方が所持していた有効期間中のパスポートの返納手続きが必要となります(有効期間の切れたパスポートは手続き不要です)。
失効処理を行った上でお返しします。

【手続き・持ち物】

- 一般旅券返納届
- お亡くなりになった方の有効期間中のパスポート
- 死亡が確認できる疎明資料
(死亡診断書の写しや戸籍・除籍謄抄本の写し、住民票の除票等)
- 届出人の本人確認書類

【手続き可能な人】

- ・どなたでも

【手続き窓口】

- ・船橋市パスポートセンター
(船橋駅前総合窓口センター内)
- ☎ 047-423-3430

【期限】

- ・速やかに

B パートナーシップ宣誓の変更・解消

亡くなられた方がパートナーシップ宣誓をされていた場合、パートナーシップ変更・解消届のご提出が必要です。

【手続き・持ち物】

- パートナーシップ変更・解消届の提出
 - ・届出人の本人確認書類
 - ・発行済みの宣誓証明書及び証明カード

【手続き可能な人】

- ・亡くなられた方とパートナーシップを宣誓された方等

【手続き窓口】

- ・市民協働課 男女共同参画係
- ☎ 047-436-2107

【期限】

- ・速やかに

MEMO

市役所以外での主な手続き一覧

対象	主な手続き	問い合わせ先
国民年金・厚生年金等	<ul style="list-style-type: none"> ■死亡届 (死亡届は原則不要となりました) ■未支給年金の請求 ■遺族厚生年金請求 ■死亡一時金 	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 IP 電話からは ☎ 03-6700-1165 船橋年金事務所 ☎ 047-424-8811
普通自動車	■税金に関する手続き	船橋県税事務所 ☎ 047-433-1275
	■廃車・名義変更	習志野自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2024
3輪・4輪の軽自動車	■廃車・名義変更	軽自動車検査協会 千葉事務所習志野支所 ☎ 050-3816-3115
2輪の軽自動車 (125cc 超 250cc 以下) 2輪の小型自動車 (250cc 超)	■廃車・名義変更	習志野自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2024
国税関係	<ul style="list-style-type: none"> ■相続手続き ■所得税・消費税申告手続き 	船橋税務署 ☎ 047-422-6511
不動産登記関係	■土地・家屋等の相続登記	千葉地方法務局 船橋支局 ☎ 047-431-3681
法定相続情報証明制度	■法定相続情報一覧図の取得 (各種相続手続きの負担軽減)	
遺言書(自筆)	■自筆証書遺言書保管制度	
	■検認・開封	千葉家庭裁判所 市川出張所 ☎ 047-336-3002
相続放棄	■相続放棄の申立	
上下水道	<ul style="list-style-type: none"> ■上下水道の閉栓・名義変更 ■振替口座・支払方法の変更 	三山全域、田喜野井 2 丁目の一部、習志野 4 丁目の一部、及び習志野 5 丁目で上水道を使用している方 習志野市企業局 料金センター ☎ 047-475-3320
		上記の地域で、下水道を使用している方 千葉県企業局 県水お客様センター ナビダイヤル ☎ 0570-001-245
		上記の地域以外で、上下水道を使用している方 上記を利用できない場合 ☎ 043-310-0321
運転免許証	■返納する場合は警察署または運転免許センターに死亡診断書のコピーを添えて提出(ご遺族に返納義務はありません)	船橋警察署 ☎ 047-435-0110 船橋東警察署 ☎ 047-467-0110 千葉運転免許センター ☎ 043-274-2000
健康保険 (国民健康保険以外)	■埋葬料(費)の支給申請等	亡くなられた方が加入されていた健康保険組合
特別永住者証明書 在留カード	<ul style="list-style-type: none"> ■返納 ■配偶者に関する届出 	東京出入国在留管理局 千葉出張所 ☎ 043-242-6597
生命保険等	<ul style="list-style-type: none"> ■死亡保険金の請求 ■入院給付金の請求 等 	加入されていた生命保険会社または代理店

市役所以外での手続き

市役所以外での主な手続き一覧

	対象	主な手続き	問い合わせ先
市役所以外での手続き	預貯金口座等	■口座凍結の解除	各金融機関 等
	株式等	■名義変更	証券会社 等
	国債	■記名変更 ■償還金受領	償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局
	クレジットカード	■解約	各契約会社
	固定電話・携帯電話	■契約承継・解約	各契約会社
	インターネット	■名義変更・解約	各契約会社
	NHK受信料	■名義変更・解約 ■減免取りやめ	NHK ふれあいセンター ・名義変更・解約 フリーダイヤル ☎ 0120-151515 有料ダイヤル ☎ 050-3786-5003 ・減免取りやめ ☎ 0570-077-077
	電気・ガス料金等	■名義変更・解約	各契約会社
	ケーブルテレビ	■名義変更・解約	各契約会社
	火災保険等	■名義変更 ■契約していた住居が空き家となったときは、契約内容の変更等が必要となる場合があります。	加入されていた損害保険会社または代理店

不動産を相続された方へ

□ 相続登記を行いましょ

土地や家屋などの不動産を相続したときは、相続登記の手続きが必要です。令和6年4月1日からは相続登記が義務化され、手続きを怠ると罰則が科される場合がありますので、お早目に手続きをお済ませください。

《問い合わせ先》千葉地方法務局 船橋支局 ☎ 047-431-3681

□ 空家となる建物を相続した場合

市では空家相談窓口を設けています。亡くなった方がお住まいだった住居が空家となってしまった場合などで、空家の相続手続きや利活用、売却などに関するお困りごとがございましたら、お気軽にご相談ください。

《問い合わせ先》

市民安全推進課 空家対策係 ☎ 047-436-3113

□ 空家または空家取壊し後の土地を譲渡した場合

(空き家の発生を抑制するための特例措置)

お亡くなりになって空家となったお住まいを相続し、その空家または空家取壊し後の土地を譲渡した場合に、譲渡所得から特別控除を受けられる制度があります。詳しい要件につきましては、お住まいの地域を所管する税務署までお問い合わせください。

《問い合わせ先》

船橋税務署 ☎ 047-422-6511

ご遺族がご利用いただける制度・サービス

相続関係の問い合わせ先

相続等に関する相談業務については、以下のものがございます。

(★) の付いている相談は予約が必要です。

市役所の相談窓口（相談者が市内在住・在勤に限ります）

- 生活相談（相続全般についての一般的な相談）
- 法律相談（法解釈など専門知識が必要な内容についての弁護士相談）(★)
《問い合わせ先》
船橋市 市民の声を聞く課 ☎ 047-436-2787
- 女性のための法律相談(★)
《問い合わせ先》
船橋市 男女共同参画センター ☎ 047-423-0757

市役所以外の相談窓口

- 60歳以上のための法律相談（月1回）(★)
《問い合わせ先》
ふなばし高齢者等権利擁護センター ☎ 047-431-7560
- 行政書士への相談に関すること
（戸籍等の収集、遺産分割協議書などの相続手続きに関する書類作成についての相談）
「広報ふなばし」各月1日号の無料相談窓口の表に記載の無料相談をご利用ください。
千葉県行政書士会葛南支部
- 司法書士への相談に関すること（不動産の名義変更に関すること）(★)
《問い合わせ先》
ちば司法書士総合相談センター ☎ 043-204-8333

※こちらの相談は相談業務のみで、以降の手続きまで請け負うものではありません。

詳細は各窓口にお問い合わせください。

MEMO

ひとり親家庭の手続き(新たに申請する場合)

児童の両親または父母のどちらかが亡くなられた場合以下のような制度を申請できる場合があります。状況によりご案内が異なりますので、事前に子育て給付課へお問い合わせください。

【手続き・内容】

□ 児童扶養手当の申請

○内容・対象者

両親または父母のどちらかが亡くなられた場合、児童（18歳到達後最初の3月31日まで。一定の障害がある場合は20歳未満まで）を養育していく父または母、もしくは祖父母等の養育者が申請できる場合があります。

※所得制限あり

□ 遺児手当の申請

○内容・対象者

両親または父母のどちらかが亡くなられた場合、児童（義務教育終了前まで）を養育していく父または母、もしくは祖父母等の養育者が申請できる場合があります。

※所得制限あり

□ ひとり親家庭等医療費の助成の申請

○内容・対象者

両親または父母のどちらかが亡くなられた場合、児童（18歳到達後最初の3月31日まで。一定の障害がある場合は20歳未満まで）を養育していく父または母、もしくは祖父母等の養育者が申請できる場合があります。

※所得制限あり

※生活保護受給世帯を除く

【持ち物】

※その方の生活状況により異なりますので、窓口にてお話を伺った上で、個別に書面にてご案内しています。

【手続き窓口】

- ・子育て給付課 ひとり親家庭助成係
☎ 047-436-3316
- ・船橋駅前総合窓口センター（平日9時～17時）

【期限】

- ・なし（認定となった場合は、児童扶養手当及び遺児手当は申請日の翌月分から、ひとり親家庭等医療費の助成は申請日から対象となります。）

MEMO

就学援助制度について

就学援助制度は経済的理由で、学校で必要となる諸経費についてお困りの保護者に対して、その一部を援助する制度です。また、就学援助認定者については中学校給食費及び日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金が免除となります。希望する方は学校に申請してください。

(※受給するためには要件がありますので、詳細については、下記までお問い合わせください。)

《問い合わせ先》

- ・就学援助制度 学務課 ☎ 047-436-2852
- ・日本スポーツ振興センター 共済掛金保護者負担金
保健体育課 児童・生徒防犯安全対策室 ☎ 047-436-2876

交通遺児援護基金について

陸上交通事故などでお父さんやお母さんを失った18歳未満(ただし満18歳に到達した日以降の最初の3月31日までの間に高校に在学している者を含む)の交通遺児(または世帯)に激励のための見舞金などを支給しています。詳細については、以下の問い合わせ先までご確認ください。

(※申請手続きは、担当区域の民生委員・児童委員を通じて行います。)

《問い合わせ先》

(交通遺児援護基金に関すること)

- ・船橋市社会福祉協議会 ☎ 047-431-2653

(担当区域の民生委員・児童委員に関すること)

- ・地域福祉課 ☎ 047-436-2313

「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」

たくさんの課題が複雑に絡み合い、どこに相談したらよいかわからない場合や生活に困窮している場合など、内容を限定せず無料で相談をお受けし、関係機関と連携し、寄り添った支援を行います。市内にお住まいの、子ども、障害者、高齢者等、対象を限定することなく、どなたでもご相談いただけます。

《問い合わせ先》

- ・「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」 ☎ 047-495-7111

ご家族や大切な方を自死によって亡くされた方への支援

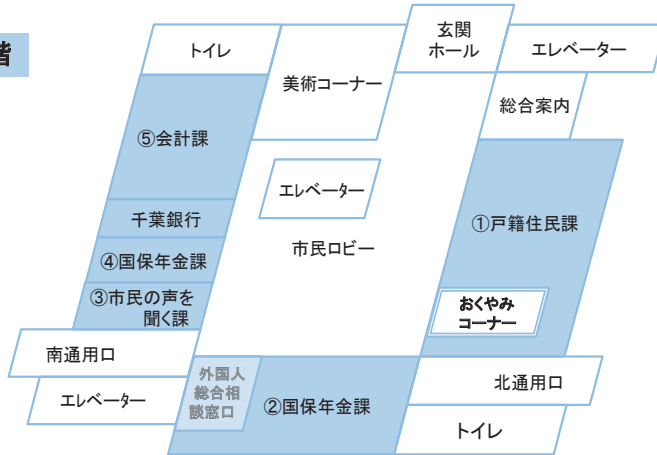
わかちあいの会「ひだまり」という大切な人を自死で亡くされた方が集い、あなたの悲しみをわかちあえる場所があります。船橋市では自死遺族支援のため、社会福祉法人千葉いのちの電話と共催で「わかちあいの会」を開催しています。詳細については、下記までお問い合わせください。

《問い合わせ先》

- ・「千葉いのちの電話」 ☎ 043-222-4416 (月～金 9時～17時※祝休日除く)

庁内フロアマップ

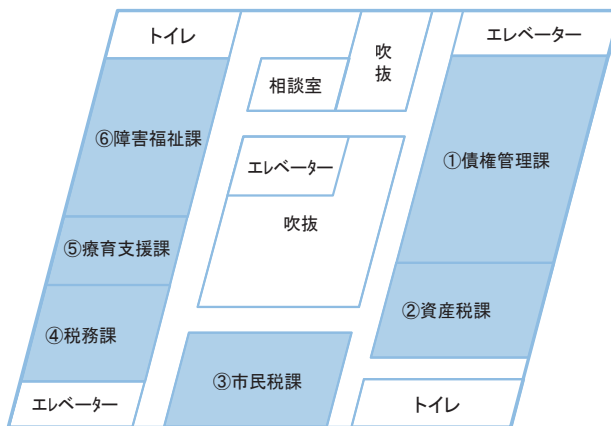
1階



1階

- ① 戸籍住民課・おくやみコーナー
- ② 国保年金課
(国民健康保険・後期高齢者医療)
- ③ 市民の声を聞く課 (無料相談・相続)
- ④ 国保年金課 (年金)
- ⑤ 会計課

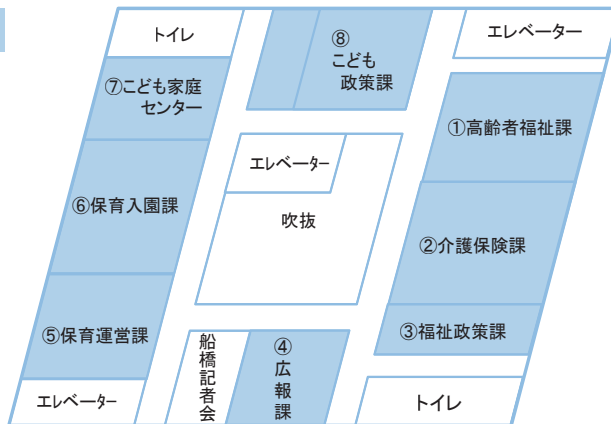
2階



2階

- ① 債権管理課
- ② 資産税課 (土地・家屋・固定資産税)
- ③ 市民税課 (市県民税・軽自動車税)
- ④ 税務課 (市税証明・口座振替)
- ⑤ 療育支援課
- ⑥ 障害福祉課 (障害者手帳)

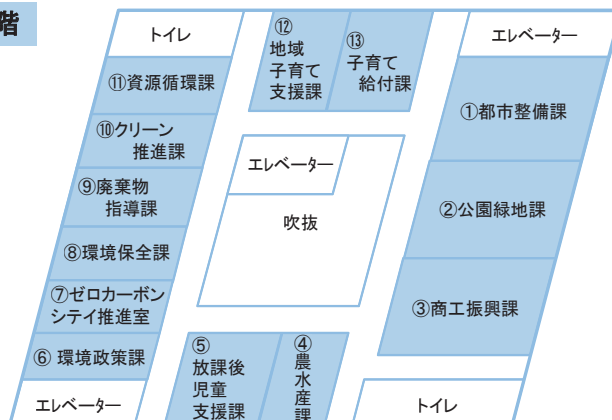
3階



3階

- ① 高齢者福祉課
- ② 介護保険課
- ③ 福祉政策課
- ④ 広報課
- ⑤ 保育運営課
- ⑥ 保育入園課
- ⑦ 子ども家庭センター
- ⑧ 子ども政策課

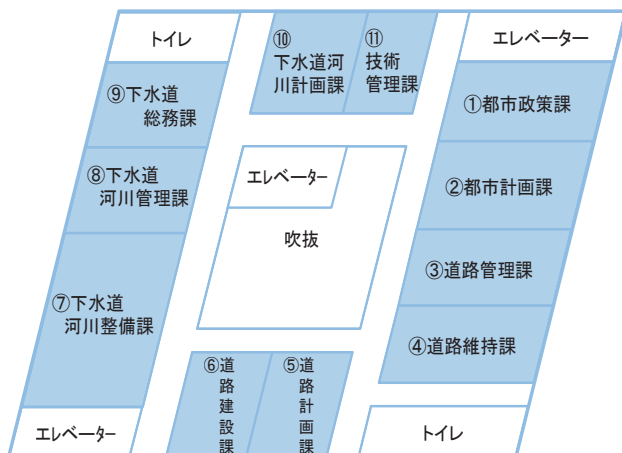
4階



4階

- ① 都市整備課
- ② 公園緑地課
- ③ 商工振興課
- ④ 農水産課
- ⑤ 放課後児童支援課
- ⑥ 環境政策課
- ⑦ ゼロカーボンシティ推進室
- ⑧ 環境保全課 (霊園・浄化槽)
- ⑨ 廃棄物指導課
- ⑩ クリーン推進課
- ⑪ 資源循環課
- ⑫ 地域子育て支援課
- ⑬ 子育て給付課

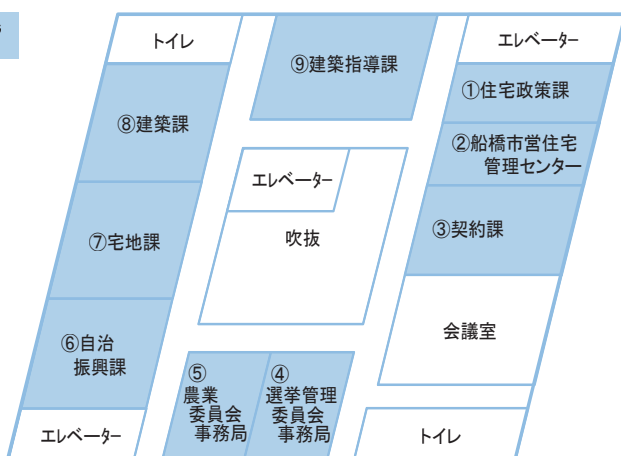
5 階



5 階

- ① 都市政策課
- ② 都市計画課
- ③ 道路管理課
- ④ 道路維持課
- ⑤ 道路計画課
- ⑥ 道路建設課
- ⑦ 下水道河川整備課
- ⑧ 下水道河川管理課
- ⑨ 下水道総務課
- ⑩ 下水道河川計画課
- ⑪ 技術管理課

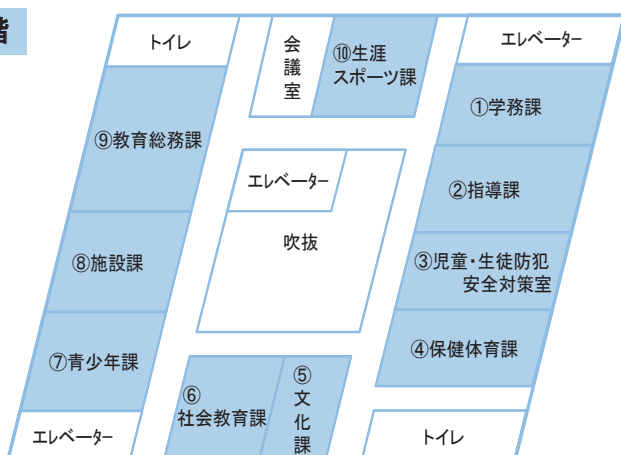
6 階



6 階

- ① 住宅政策課
- ② 船橋市営住宅管理センター
- ③ 契約課
- ④ 選挙管理委員会事務局
- ⑤ 農業委員会事務局
- ⑥ 自治振興課
- ⑦ 宅地課
- ⑧ 建築課
- ⑨ 建築指導課

7 階



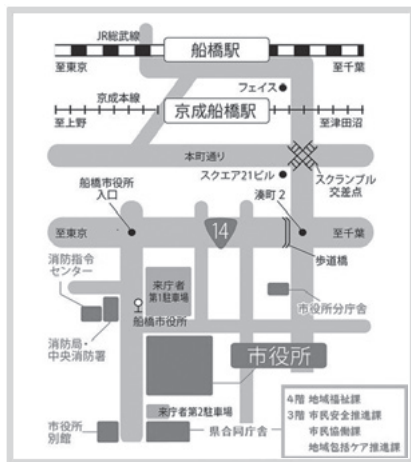
7 階

- ① 学務課
- ② 指導課
- ③ 児童・生徒防犯安全対策室
- ④ 保健体育課
- ⑤ 文化課
- ⑥ 社会教育課
- ⑦ 青少年課
- ⑧ 施設課
- ⑨ 教育総務課
- ⑩ 生涯スポーツ課

市役所窓口のご案内

■本庁舎（湊町2-10-25）

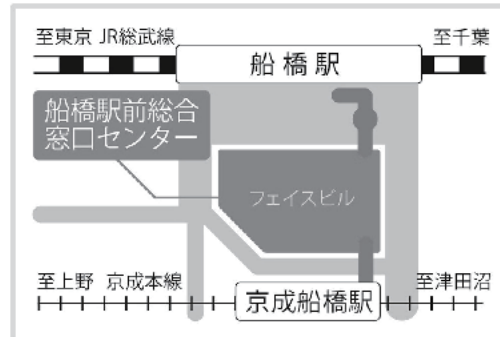
☎ 047-436-2111



■船橋駅前総合窓口センター

(本町1-3-1 フェイスビル5階)

☎ 047-423-3411



■保健福祉センター(北本町1-16-55)

※電話番号は各手続きのページをご参照ください。

★おくやみコーナーは本庁舎戸籍住民課のみです



■出張所

二宮出張所

☎047-464-1811
FAX 464-1833
〒274-0074
滝台1-1-20

京成松戸線薬園台駅から徒歩約10分または前原駅から徒歩約10分

芝山出張所

☎047-463-2561
FAX 462-9050
〒274-0816
芝山3-10-8

東葉高速線飯山満駅から徒歩約3分

豊富出張所

☎047-457-2003
FAX 457-9828
〒274-0053
豊富町4(北部公民館)

京成松戸線三咲駅から京成バス千葉ウエスト「セコメディック病院」行きで「アンデルセン公園」下車徒歩約1分

高根台出張所

☎047-465-4331
FAX 465-4390
〒274-0065
高根台1-2-5 (高根台公民館)

京成松戸線高根台駅から徒歩約2分

二和出張所

☎047-447-4507
FAX 447-5150
〒274-0805
二和東5-26-1 (北図書館・二和公民館)

京成松戸線二和台駅から徒歩約1分

※高根台出張所は専用の駐車場がございません。

習志野台出張所

☎047-466-2811
FAX 463-7013
〒274-0063
習志野台2-45-18

京成松戸線・東葉高速線北習志野駅から徒歩約5分

西船橋出張所

☎047-433-4321
FAX 433-1153
〒273-0031
西船4-17-3

JR西船橋駅から徒歩約5分または京成本線京成西船駅から徒歩約3分

船橋市長 あて

委任状

代理人 住所 _____

(頼まれた人) 氏名 _____

私は上記の者を代理人と認め、下記の事項を委任します。

記

○委任事項 (委任する事項に を付してください)

(故人) _____ の死亡に伴う下記の事項に関する権限

- おくやみコーナーの利用に関する権限
- 住民異動届 (世帯主の変更等) の届出に関する権限
- 住民票 (除票) の交付申請および受領の権限
- 戸籍証明書の交付申請および受領の権限
- _____
- _____

この委任状を書いた日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者 住所 _____

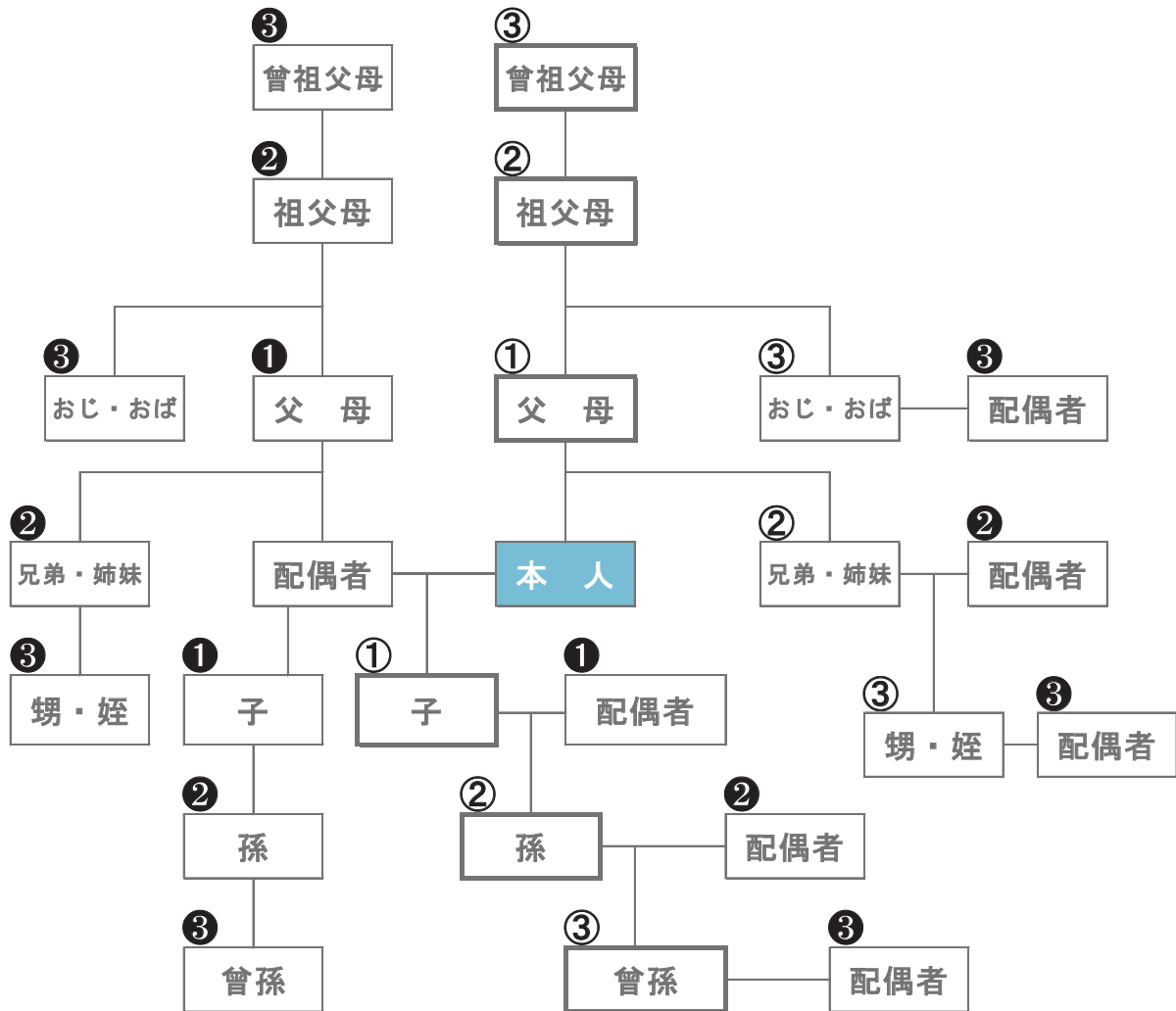
(頼んだ人) 氏名 _____ 印 _____

連絡先 _____

この委任状は切り取るかコピーした上で、下線部について、すべて委任者の自筆で記入してください。
代理人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)をお持ちください。

【この委任状は国民健康保険・後期高齢者医療制度・年金に関わる全ての手続きの申請には使用できませんので、各窓口にお問い合わせください】

三親等内の親族図



注1. ご本人欄が今回亡くなられた方となります

注2. 来庁されて、お手続きをされる方の続柄の参考にお使いください

注3. 続柄の数字は、一親等から三親等までの血族 (①~③) と姻族 (①~③) を表示しています

注4. 太枠で囲っている方が直系の親族になります

発行 船橋市
編集／制作 株式会社鎌倉新書
担当 市民生活部 戸籍住民課 おくやみコーナー
発行年 令和8年4月

おくやみハンドブックに関するお問い合わせ

☎047-436-2270（戸籍住民課おくやみ担当）

《無断で転載することはご遠慮ください》

このおくやみハンドブックは、民間事業者より広告料をいただき作製（無償で提供）されたものです。なお、広告主及び広告内容を、船橋市が推奨するものではありません。広告内容に関する質問は、直接広告主へお問い合わせください。